

地方職員共済組合北海道支部告示第4号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

令和6年3月1日

地方職員共済組合北海道支部
支部長 鈴木 直道

1 入札に付す事項

(1) 契約の目的の名称及び数量

ア 契約の目的の名称

北海道庁診療所臨床検査業務

医科診療報酬点数表に掲げる検査項目について、同表に掲げる点数に10円を乗じて得た額の総額に対する率（％）

イ 数量

予定依頼保険点数 652,602点

(2) 契約の目的の仕様等

臨床検査業務処理要領による。

(3) 契約期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(4) 履行場所

地方職員共済組合北海道支部 北海道庁診療所

2 入札に参加する者に必要な資格

令和6年地方職員共済組合北海道支部告示第3号に規定する北海道庁診療所臨床検査業務委託契約に関する資格を有すること。

3 制限付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による制限付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(1)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 令和6年3月1日から令和6年3月15日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁本庁舎5階
地方職員共済組合北海道支部 北海道庁診療所

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁本庁舎5階
地方職員共済組合北海道支部 北海道庁診療所

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所

札幌市中央区北3条西7丁目 別館西棟4階6号会議室

(2) 入札日時
令和6年3月22日(金) 午後1時30分

(3) 開札場所
(1)に同じ。

(4) 開札日時
(2)に同じ。

6 入札保証金

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額(消費税及び地方消費税相当額を含む。)の100分の5に相当する額以上の入札保証金又はこれに代える担保を納付すること。

(2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令第167条の7及び北海道財務規則(昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。)第147条から第150条までの定めるところによる。

7 契約保証金

契約保証金は、免除する。ただし、契約を履行しないこととなるおそれがあると認めるときは、契約保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

8 郵送等による入札の可否

認めない。

9 落札者の決定方法

地方自治法施行令第167条の10第1項に規定する場合を除き、財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格(単価)の制限の範囲内で最低の価格(単価)をもって入札(有効な入札に限る。)した者を落札者とする。

10 落札者と契約の締結を行わない場合

(1) 落札者が暴力団関係事業者等であることにより北海道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

(2) 契約書の作成を要するとした契約について、落札決定から契約を締結するまでの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約の締結を行わないことができるものとする。この場合において、落札者は、契約を締結できないことにより生じる損害の賠償を請求することができない。

11 契約書作成の要否

要

12 その他

(1) 開札のときにおいて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの告示に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札書には、医科診療報酬点数に10円を乗じて得た額の総額に対する率を記載すること。

(3) 消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の取扱い

ア 消費税等相当額については、当該代金請求の時に加算すること(消費税相当額を加算した合計金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。)

イ 契約の締結後、消費税法(昭和63年法律第108号)の改正に伴い、消費税及び地方消費税の変更が生じた場合は、変更契約を締結する。

(4) 契約に関する事務を担当する組織

ア 名称 地方職員共済組合北海道支部 北海道庁診療所

イ 所在地 郵便番号060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁本庁舎5階

ウ 電話番号 011-204-5048

(5) 前払金はしない。

- (6) 概算払はしない。
- (7) 部分払はしない。
- (8) 初度の入札において、入札者が1人の場合であっても、入札を執行する。
- (9) この入札は、取りやめること又は延期することがある。
- (10) この入札の執行は、公開する。
- (11) その他
この公告のほか、競争入札心得その他関係法令の規定を承知すること。